

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合郵便入札約款

(令和3年3月31日告示第6号)

(総則)

第1条 管理者の発注に係る工事又は製造その他の請負契約及び物件の買入れその他の契約(財産の売払いを除く。)に係る競争入札を郵便入札で行う場合における入札その他の取り扱いについては、法令及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合財務規則(令和3年葬祭組合規則第2号)その他別に定めるもののほか、この郵便入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札は、公開とすることができる。この場合において、あらかじめ、当該入札に係る公告等に公開である旨を明記するものとする。

2 入札の執行等に関する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入札参加資格のある旨の確認通知を受けた者又は指名に関する通知を受けた者(以下「入札参加者」という。)は、当該事業の図面、仕様書、事業説明書及び契約書案等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、事業説明書及び契約書案等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。
- (2) 入札書の提出は、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかによるものとする。
- (3) 郵送先は、当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知で定められたとおりとする。
- (4) 入札書は、郵便入札用の書式(入札書と誓約書が一体となったもの)を使用し、宛名、入札金額、商号又は名称、代表者の職氏名、事業名称、事業場所及び入札日を明記すること。
- (5) 入札書の郵送は、前項により作成した入札書、入札金額内訳書(当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知で提出が定められた場合に限る。)を封筒に入れ封緘(のり付け)、封印(割印)し、表面に、公告で定められた郵送先(郵便番号、所在地、契約担当班名)及び入札書在中の旨を明記し、裏面には、事業名称、事業場所、開札日時、入札者の所在地又は住所、商号又は名称を明記すること。
- (6) 入札書は入札者1者につき1通とし、また、一つの封筒に二つ以上の入札書を同封してはならない。
- (7) 入札参加者となることができる者は、佐倉市、四街道市又は酒々井町の一般競争入札の参加資格に関する審査を申請した代表者又は代理人(年間委任状にある受任者とする。)とする。
- (8) 入札参加者は、入札書を郵送により提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (9) 郵便物に関する事項は、郵便に関する法令等によるものとする。

(入札辞退)

第3条 入札参加者は、開札開始日時までは入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札辞退届を契約担当班に持参する場合にあっては、開札開始日時まで受け付ける。

(2) 入札辞退届を郵送で提出する場合にあっては、開札日前日までに契約担当班に到達したものを受け付ける。なお、この場合、併せて電話連絡をするものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として、辞退以後、不利益な取扱いを受けることはない。

(未入札)

第4条 入札参加者が、当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知に示された日までに、入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 当該入札の公告後又は指名通知後、天災等予測できない事情により郵便が停滞し、入札の競争性、公平性を保つことが困難であると認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(開札立会人)

第6条 開札立会人は、当該入札の入札参加者をもって充てる。

2 前項に規定する開札立会人全員が、その立会いを辞退する場合の開札立会人は、当該入札事務に関係のない職員をもって充てる。

3 開札立会人は、契約事務要綱第16条第3項の規定により、署名をしなければならない。

(開札の執行)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札の封筒は、開封しない。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 第2条第2項第2号に定める方法以外の方法でした入札

(3) 第2条第2項第3号に定める場所以外の場所に郵送した入札

(4) 入札者1者につき複数郵送した入札

(5) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）

(無効となる入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 年間委任状にある受任者以外の代理人がした入札
- (3) 誓約書が郵送されていない入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (7) 明らかに連合であると認められる入札
- (8) 入札に際して不正を行った者のした入札
- (9) 入札金額内訳書(当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知で提出が定められた場合に限る。)の提出のない入札又は入札金額内訳書に重大かつ明白な不備がある入札
- (10) 入札書の金額と入札金額内訳書の合計金額が大幅に異なる入札
- (11) 最低制限価格の設定がある事業にあっては、最低制限価格に110分の100を乗じて得た額を下回る入札
- (12) 低入札調査基準価格の設定がある事業において、失格基準価格の設定がある事業にあっては、失格基準価格に110分の100を乗じて得た額を下回る入札
- (13) 予定価格を入札執行日前に公表する事業にあっては、予定価格に110分の100を乗じて得た額を超える入札。ただし、消費税及び地方消費税の額を含まない予定価格による入札の場合にあっては、予定価格を超える入札
- (14) 入札書の金額が0円の入札
- (15) 第2条第2項第2号に定める方法以外の方法でした入札
- (16) 第2条第2項第3号に定める場所以外の場所に郵送した入札
- (17) 入札者1者につき複数郵送した入札及び一つの封筒に二つ以上の入札書を同封した入札
- (18) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札(免除の場合を除く。)
- (19) 単価契約等にあっては、入札金額付表(当該入札に係る公告で提出が定められた場合に限る。)の提出のない入札又は入札金額付表に重大かつ明白な不備がある入札
- (20) 入札書の金額と入札金額付表の合計金額が異なる入札
- (21) その他入札条件に違反した入札

(落札者の決定)

第9条 落札者の決定は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、工事又は製造その他についての請負契約において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10第1項の規定による低入札価格調査制度を設けたときで、調査基準価格を下回る入札があったときは、最低の価格をもって入札した者等を調査の上、落札者を決定するものとする。この場合において、最低の価格をもって入

札した者を落札者として決定するとは限らない。

- 2 施行令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設けたときは、予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるとき又はくじを引く者がいないときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(再度入札)

第11条 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは再度の入札を行うことができる。ただし、予定価格を事前に公表する入札にあっては、これを行わない。

- 2 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で入札が無効となった者以外の者とする。
- 3 再度入札における入札参加辞退の方法は、第3条を準用するものとする。ただし、開札に立ち会わない者は、再度入札を辞退したものとみなす。

(入札不調に伴う措置)

第12条 前条に規定する再度入札に付し落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号による随意契約により、契約を締結することができるものとする。

(契約の締結)

第13条 落札者は、落札決定後速やかに当該契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和57年葬祭組合条例第8号）の規定により議決を要する契約に係る仮契約を含む。以下同じ。）を締結しなければならない。

- 2 落札者が速やかに契約を締結しないときは、落札は効力を失う。
- 3 落札者が契約の締結を辞退又は期間内に契約を締結しないときは、指名停止等の措置を講ずるものとする。

(入札保証金)

第14条 入札参加者は、その入札参加者が自ら入札書に表示した金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相応する額を入札保証金として、入札前に組合に納付しなければならない。ただし、入札保証金の一部又は全部を納めさせないことができるものとし、この場合においては、公告文中に一部免除又は免除と表示する。

2 前項ただし書きの規定により入札保証金を免除されたものが正当な理由なく契約を締結しないときは、落札金額（単価契約にあつては、予定数量に基づく総額）の100分の5に相応する額の違約金を納付しなければならない。

3 第1項に規定する入札保証金の納付は、次の各号に掲げる有価証券をもって代えることができる。この場合において、担保として提出された証券の価格（担保価値という。）は、当該各号に定めるとおりとし、当該担保が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えたものでなければならない。

(1) 国債又は地方債

政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額

(2) 特別の法律による法人の発行する債権

額面又は登録金額（発行価格が額面又は登録金額と異なるときは、発行価格）の10分の8に相当する金額

(3) 金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形

手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以降の日であるときは、当該入札保証金を納付すべき日の翌日から満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に應ずる額）

(4) 金融機関の保証する小切手

保証する金額

(5) 金融機関がする保証

保証する金額

（入札保証金の還付等）

第15条 入札保証金は、入札終了後、直ちに入札者に還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができる。

（契約保証金）

第16条 落札者は、当該契約の締結に際し、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。第14条第3項の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、同項第5号の「金融機関がする保証」とあるのは、「金融機関がする保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証会社がする保証」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約保証金の一部又は全部を納付させないことができる。この場合において、契約書における契約保証金の欄には、免除と表示する。

（契約保証金の種類）

第17条 前条に規定する契約保証金に係る種類は、事業の種類及び設計金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）に応じ次の各号のとおりとする。

- (1) 建設工事又は製造の請負契約においては、設計金額が1,000万円以上、その他の契約においては、設計金額が500万円以上とし、その付保割合等は前条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上とする。ただし、建設工事又は製造の請負契約において設計金額が1億5,000万円以上のときは、落札者から委託を受けた保険会社又は銀行と工事履行保証契約によるものとし、付保割合は、契約金額の100分の30以上とするとともに瑕疵担保特約付きとする。
- (2) 前号に規定する場合のうち、金融機関の保証、契約保証、履行保証保険又は公共工事履行保証証券のときは、債権者（名宛人）あるいは被保険者の表示を佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合管理者とする。
- (3) 低入札価格調査の対象となる事業において、予定価格に100分の70を乗じて得た金額を下回る価格をもって申込みをした者については、第1項の規定によらず、付保割合について100分の10を100分の30に、100分の30を100分の40とする。

（契約保証金の還付）

第18条 第16条に規定する契約保証金は、契約に基づく給付が完了し、当該契約の履行を確認したとき又は契約を解除したときは、速やかに還付する手続きをしなければならない。

（異議の申立）

第19条 入札をした者は、入札後、この約款、当該事業の図面、仕様書、事業説明書及び契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（内訳書の提出）

第20条 契約担当者は、当該入札に係る事業の熟知の状況等積算能力の向上あるいは談合その他不正行為の防止に資するため、入札参加者から内訳書の提出を求めることができる。この場合において、あらかじめ当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知等のいずれかの方法により明記し、その内容及び方法等を周知するものとする。

（協議による随意契約）

第21条 第12条に規定する随意契約を締結しようとする場合は、再度入札の最低入札者（最低入札者が協議に参加しないときは、最低入札者を除く他の入札者のうちの最低入札者）と協議を行い、見積金額が予定価格以下のときは契約の相手方とすることができるものとする。この場合において、再度入札の参加者に対し、協議参加の意思を確認しなければならない。

(電磁的な方法による通知等の処理)

第22条 本約款に規定する公告、通知及び質問書は、電磁的な方法によることもできるものとする。

2 本約款に規定する通知において、複数の事業に該当する業者がある場合は、同時に複数の通知ができるものとする。

(補則)

第23条 本約款に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度定めるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この約款は、令和3年4月1日から施行する。

(旧約款の廃止)

2 この約款の施行に伴い、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合郵便入札約款(平成19年12月28日制定)は、廃止する。